

水戸市立渡里小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日改定

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

（「いじめ防止対策推進法」〔以下「法」という〕第2条第1項目）

※「一定の人間関係のある者」

同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的又は物理的な影響を与える行為」

<心理的な影響を与える行為>

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれや集団による無視をされる。
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
- ・パソコンやスマートフォン、タブレット等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

<物理的な影響を与える行為>

- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられたりする。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

2 いじめに対する基本的な認識

○ 教職員

いじめ問題に取り組むにあたって、本校職員は、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、いじめの「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に取り組んでいく。

- (1) いじめは、許されないものである。
- (2) いじめは、どこでも起こり得るものである。
- (3) いじめは、重大な人権侵害につながり、犯罪行為になりうる場合がある。
- (4) いじめの場に居合わせる「観衆」、「傍観者」も、いじめを助長する存在である。
- (5) いじめは、大人の目の届かないところで起こることが多く、発見しにくい。
- (6) 双方向のいじめは、お互いに加害、被害になる。
- (7) いじめを認知した場合は、いじめられている側の立場に立ち、その児童の擁護に徹する。
- (8) いじめている児童に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- (9) いじめを見過ごさない雰囲気为学校全体に広めるように努める。
- (10) 日頃から、保護者との信頼関係を大切に、地域や専門機関との連携協力に努める。

○ 児童生徒【「茨城県いじめの根絶を目指す条例」条例第4条、15条より】

- (1) いじめをしてはいけない。
- (2) いじめをされたり、いじめを見たり、聞いたりしたら、相談をする。
- (3) 困ったことがあったら、一人で抱え込まずに、信頼できる大人に相談する。

3 本校のいじめ防止の基本方針

- (1) 多様な人のかかわりや様々な体験活動を通して、豊かな心の育成を図る。
- (2) 全教育活動を通して、「協力」「参加」「体験」を核とした学習の場を設定することで、児童一人一人に現在及び将来に向けて、自己実現を図っていくための力を身に付けさせる。
- (3) (1)(2)のために、年度当初に、全教職員で、本校のいじめ防止の基本方針の共通理解を図る。

4 本校のいじめ防止への取組

(1) 校内のいじめ防止等の対策のための組織

○ いじめやいじめの疑いのある事案が発生した場合、また、発生していない場合も定期的に「水戸市立渡里小学校いじめ防止対策委員会」を開催する。いじめ防止対策委員会は次のメンバーで構成される。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育主任、学年主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教職員等。この全てのメンバーが揃わない場合でも、管理職、生徒指導主事、関係教職員で開催することがある。この「水戸市立渡里小学校いじめ防止対策委員会」では、いじめの認知や今後の対応について協議する。

○ 「水戸市立渡里小学校いじめ防止対策委員会」を中心に、本校のいじめ防止の基本方針の点検・見直しを毎年度実施する。

○ 相談や通報、指導の経過等や、会議の記録を5年後の年度末まで整理・保管する。

(2) いじめの未然防止に向けた取組

○ 人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○ いじめ防止に資する児童による自主的な活動の充実を図る。

○ 情報モラルを高めるための活動の充実を図る。

○ いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」における取組の充実を図る。

・「いじめ・なやみ相談リーフレット」の配布

・いじめ解決フォーラムや人権ワークショップ等の開催

・人権集会の実施（人権週間期間中）

・教育相談活動の充実

・あいさつ運動の実施

(3) いじめの早期発見のために

いじめは、目の届きにくいところで発生することが多いため、学校・家庭・地域が協力して実態把握に努める。

○ 日常における小さな変化やサインを見逃さない。（いじめ早期発見のためのチェックリストの活用、校内巡視等）

○ 定期的なアンケート調査の実施。（月1回程度実施）及びSCによる教育相談を実施。

※アンケートで認知件数が0件であった場合にも、児童や保護者への確認等を通して把握に努める。

○ 不安や悩みは相談することで解消に向かうことを知らせる。

○ 児童の行動に目を向ける。

○ 保護者と情報を共有する。（連絡帳の活用、電話連絡・家庭訪問、あいさつ運動等）

- 地域・関係機関と連携する。(地域行事への参加、関係機関・民生委員との情報交換等)
- 教育ダッシュボードによる「こころの健康観察」を活用する。

(4) いじめの早期解消のために

いじめの事実を確認したときは、迅速かつ組織的に対応し、いじめを止めさせるとともに、再発防止に努める。

- いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、迅速で詳細な事実確認を行う。
- 学級担任等が一人で抱え込むことのないように、学校全体で情報を共有する。
- いじめの起こった事実に基づき、児童やその保護者に説明責任を果たす。
- 加害児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省や謝罪の気持ちが芽生えるように指導・支援をしていく。必要に応じて、被害児童との接触を防ぐ措置として、別室での活動を実施する場合も検討していく。
- いじめが解消するまで、少なくとも3か月間は継続的に観察・指導するとともに、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。
※被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していること。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
〔第2—3—(4)「いじめ解消」の定義〕
- 保護者とも継続的に連絡を取り合う。
- 必要に応じて、SCなどの派遣を要請し、関係児童の心のケアに努める。
- インターネットや携帯電話等による誹謗中傷については、迅速かつ組織的に事実把握を行い、直ちに削除等の措置を行うように努める。犯罪に相当するいじめの行為に対して、早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。

(5) 児童による主体的ないじめの未然防止活動の取組

児童がいじめ問題を自分たちの問題としてとらえ、自ら行動できるよう児童会組織を活性化させ、いじめを許さない雰囲気づくりをする。

- 代表委員会が中心となり、マナーアップ運動やあいさつ運動、学校生活改善キャンペーンなどを企画し、年間を通していじめをなくすための取組みに全校児童が関わる場を設定する。
- 異学年交流活動を通して、互いに支え合って取り組むような活動を意図的、計画的に行う。

(6) 教職員の資質向上に向けた取組

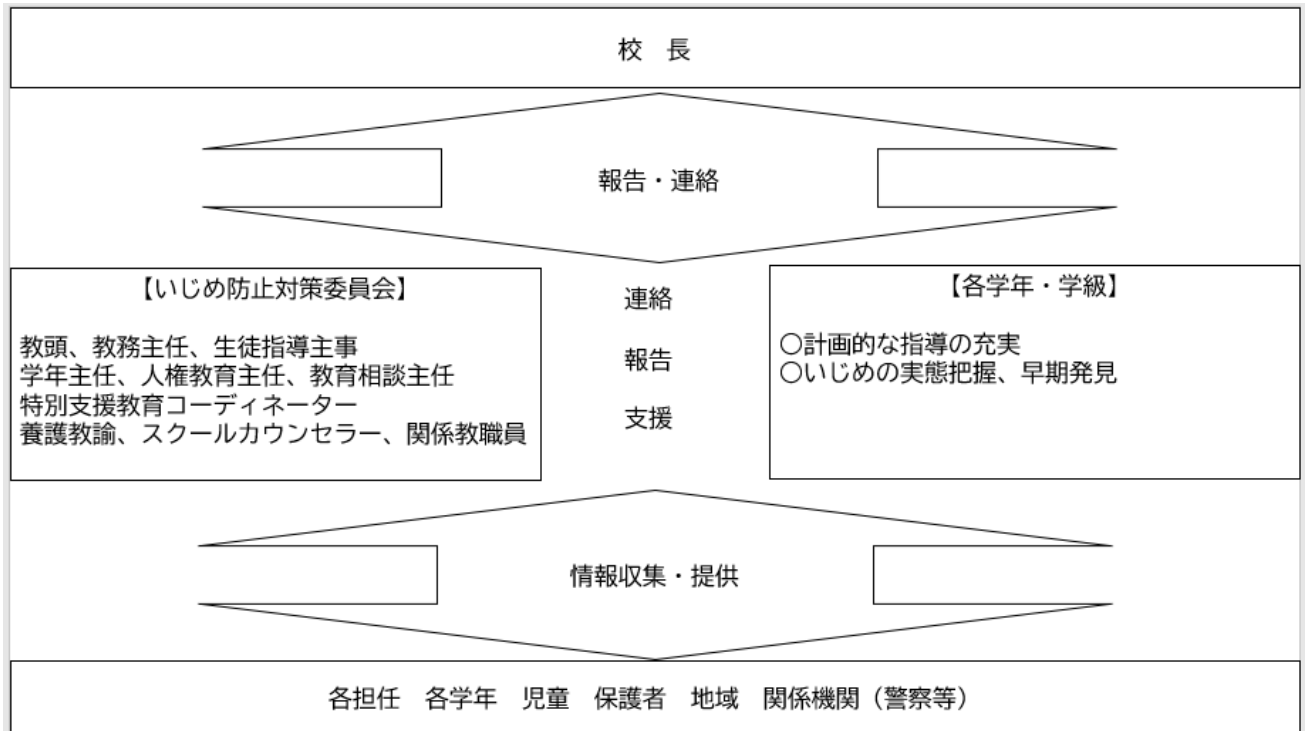
- すべての教育活動を通して、自分を大切にすることと同時に、他者を大切にする授業づくりを行う。
- 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用した研修を充実する。
- 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認をすることがないように、教職員対象の人権教育研修会を計画的に実施する。
- 常にいじめに対する危機感をもち、教育相談体制の整備、相談窓口(オンライン相談窓口、いじめ・不登校対応ポータルサイト等)の周知徹底を図る。
- 地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(7) 家庭での取組

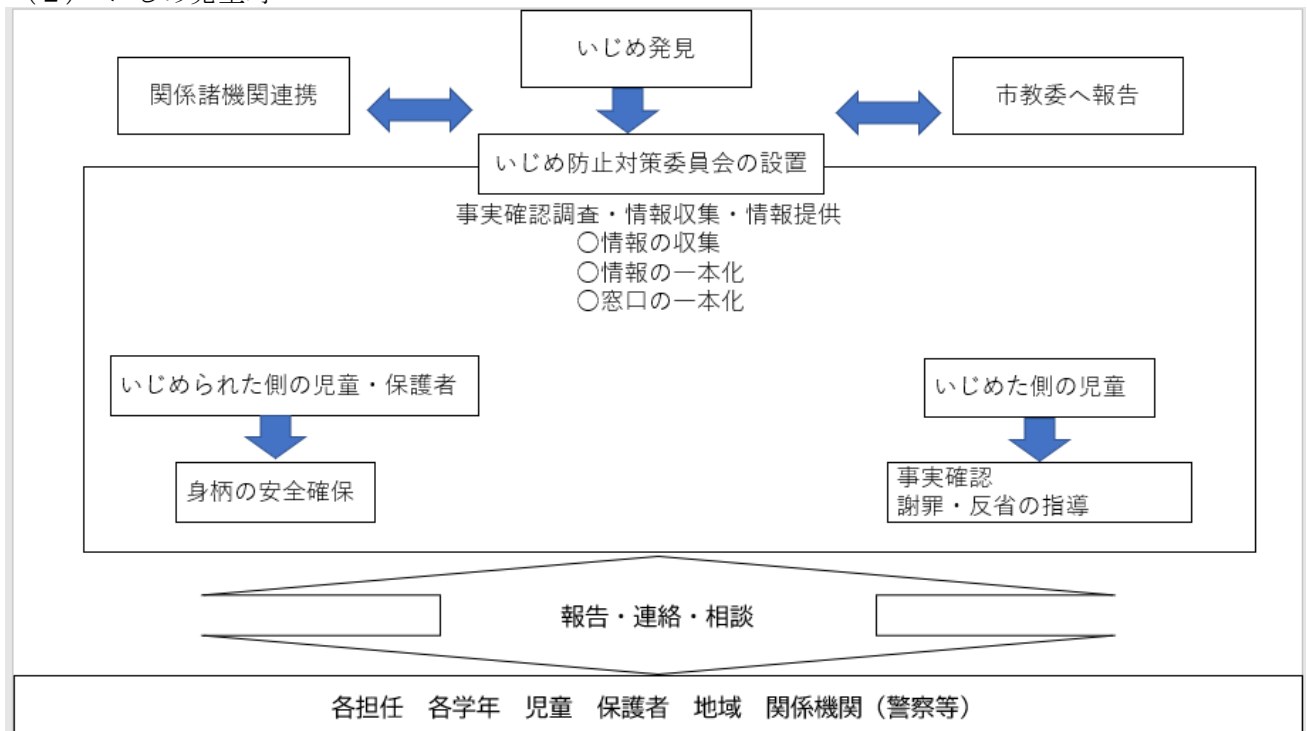
- 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、我が子がいじめを行うことがないように、規範意識を高めるための指導、その他の必要な指導を行うように努める。子どもがいじめを受けたとき、子どものSOSをキャッチできるよう、子どもの変化を見逃さないようにすることが大切である。

5 いじめ防止体制

(1) 平常時



(2) いじめ発生時



※ いじめ、いじめの疑いのある事案発生時に、速やかにいじめ対策委員会を設置する。ここでは、全てのメンバーが揃わない場合でも、管理職、生徒指導主事、関係教職員が揃っていれば、いじめ認知・事案の今後の対応について取り組むこととする。

6 いじめの重大事態への対応

(1) いじめの重大事態とは

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - ・年間 30 日を目安として欠席した場合
 - ・一定期間連続して欠席しているような場合
- ※ 「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ※ 「被害児童や保護者から重大事態調査を望まない場合」「被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合」を含む

(2) 重大事態の報告

- 迅速に教育委員会（総研：学校管理課）へ報告する。

(3) 重大事態の調査（いじめ問題対策委員会の設置）

- 重大事態が生じた場合は、市教育委員会の指導・助言のもと対応する。組織は学校主体か、市教委による第三者からなる組織主体か市教委が決定する。
- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、調査組織が調査内容等を決定する。

(4) 児童・保護者への対応

- いじめに関わる児童及び保護者（被害及び加害）に対して、事実関係その他の情報を適切に提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえる等、専門家の助言を受ける。

7 いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底

重大ないじめ事案は直ちに警察に相談・通報を行う他、日常的に情報共有や相談を行う。

- ・いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがある重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、いじめ防止対策推進法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・SNS 上での児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報する。

警察に相談・通報すべき具体例

(暴行) ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。

(強要) 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。

(児童ポルノ) スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自身のスマートフォンに送らせる。等